

緊急事態宣言（大阪府等）が解除された後の感染拡大防止行動の徹底について

令和3年1月14日に大阪府等に発令された緊急事態宣言は、3月1日から解除されました。学生の皆さんはこの間、感染拡大を防止するための行動に努められたと思います。

本学は宣言の解除に合わせて、各活動の措置内容を変更することとしますが、感染拡大が起りやすい季節であり、諸外国で報告されている同感染症の「変異株」が国内でも報告されていることから、感染拡大防止行動の徹底が必要です。

引き続き「[学生に求められる体調管理などの行動について（指針）](#)」（6月1日発出）を遵守するとともに、下記について理解し、行動されるよう周知します。

本学は引き続き感染予防に努めていきますので、不安なことや報告すべきことがありましたら学生課まで連絡してください。引き続きユニバーサル・パスポートからの連絡に注意してください。

私たちひとり一人が感染拡大防止行動を心がけることで、多くの人の命を守ることができます。

令和3年3月1日 学生生活担当部長

記

1. 常に体調に気をつけ、登校の前に体調が不良と思われる場合は学生課へ報告と相談をすること。
2. PCR検査を受けて新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、大学へ登校する予定がなくてもすみやかに学生課まで報告すること。
3. 卒業に伴う行事（送別会、卒業旅行）および宿泊を伴う行事への参加は自粛すること。
4. カラオケボックス等を利用した「ルームパーティー」、自宅に複数人で集まる「ホームパーティー」などの懇親の場への参加を自粛すること。
5. 学内における課外活動は事前に大学に提出した「団体ごとの感染予防行動」を徹底し、3密で呼気や飛沫、唾液が飛び交う環境を避けること。

6. 学外における課外活動は教職員の立会いなく行わないこと。

7. 学内外，昼夜を問わず手洗いやマスク着用，咳エチケットといった感染防止のための取組および「三つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面*」」を避ける行動を徹底すること。

8. 修学における不安や困難を抱えている場合は，ためらわずにF A・ゼミを担当する教員，正雀および庄屋学舎における事務室，学生課および学生支援センター，学生相談室のいずれかに相談すること。

*「5つの場面」とは，感染リスクが高まる場面であり①飲酒を伴う懇親会等，②大人数や長時間におよぶ飲食，③マスクなしでの会話，④狭い空間での共同生活，⑤居場所の切り替わりを指す（詳しくは厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の“いま”についての10の知識」p.7 参照。<https://www.mhlw.go.jp/content/000731162.pdf>）。

以上